

令和7年度

教育行政基本方針

令和7年4月

斑鳩町教育委員会

も く じ

1	はじめに	1
2	教育基本方針	2
	令和7年度の主要施策	3
第1	幼児教育の充実	3
第2	学校教育の充実	4
1	子どもの未来が輝く新しい教育の推進（斑鳩町教育大綱の基本方針）	5
1	「確かな学力」が身に付く新しい教育の推進	6
	(1)町独自の学級編制基準の運用に伴う教員の配置（少人数教育の推進）	
	(2)「ALT（外国語指導助手）」の配置	
	(3)小学校における「教科担任制」の導入	
	(4)児童生徒の「読解力」向上の推進	
	(5)中学生の「英語力」向上の推進	
	(6)特別支援教育支援員」の加配	
	(7)通級指導教室」による子どもの自立をめざした個別の指導	
2	「新しい時代の学び」に向けた一人一台のタブレット端末の活用	9
3	歴史と文化を継承する「郷土（ふるさと）学習」の推進	10
	(1)「いかるが楽（がく）」の推進	
	(2)「法隆寺英語案内」の充実	
	(3)「郷土（ふるさと）学習」の推進	
4	「豊かな心と人間性を備えた子どもを育む教育」の推進	12
	(1)道徳教育の充実	
	(2)生徒指導・教育相談の充実	
	(生徒指導体制の確立・“アイ・キャッチ”プロジェクト・いじめ防止・情報モラル教育)	
5	学校体育と学校保健指導の充実	17
6	学校部活動の地域移行	17
7	特別支援教育の充実	18
8	安全教育の充実	19
	(1)発達段階に応じた防災教育の推進	
	(2)感染症予防対策の実施	
9	食育の推進	22

第3	生涯学習の推進	23
1	生涯学習の充実	23
1	生涯学習機会の充実	23
2	公民館機能の充実	23
3	図書館機能の充実	24
2	社会教育の充実と家庭・地域の教育力の向上	24
1	コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の推進	24
2	人権意識の高揚	25
3	家庭教育の充実	25
4	幼児教育の充実	25
5	子ども・若者育成支援の充実	26
3	生涯スポーツの推進	26
1	生涯スポーツの充実	26
2	活動拠点の整備・充実	26
4	文化・芸術の振興	27
1	文化・芸術にふれる機会の充実	27

1 はじめに

昨年末、その年の世相を漢字一字で表す「今年の漢字」が発表され、「金」が選ばれました。実はあまり知られていませんが、小・中・高校生が選ぶ「今年の漢字」も存在します。こちらでは、3年連続で「楽」が選ばれました。コロナ禍が明け、これまで制限されていたことができるようになった喜びが反映されているのかもしれませんが。

斑鳩町教育委員会では、子どもたちの前向きで元気な姿、開放的な明るさ、そしてエネルギーにチャレンジを楽しむ様子を非常に大切にしています。

斑鳩町の子どもたちには、授業が難しく感じたり、スポーツで思うような結果が出せず挫けそうになったりしても、「ワクワクするかも」「こうしたら面白いかな」「ちょっとやってみようかな」といった、前向きな気持ちで楽しみながら挑戦する『心のスイッチ』を持ってほしいと考えています。

こうした特性は、子どもが安心して前向きに学校生活を送るためにとても大切であり、教育委員会としても、このような環境づくりを応援していきます。

教育という言葉は、「教える」と「育てる」の二つの要素から成り立っています。これは、単に知識や技術を伝達するだけでなく、学習者が自ら成長し、能力を伸ばすことを支援することを意味します。そのためには、学習者の発達段階に応じて自主性を尊重し、意思決定の機会を提供することが重要です。また、取組を尊重しつつ、適切な指導と見守りによって、学びへの意欲や挑戦心を育む環境を整えることが求められます。

教育委員会では、今後も引き続き、学びや喜びを共感し合える学校づくりを推進し、子どもが「通いたい学校」、保護者が「安心して通わせたい学校」、教職員が「意欲をもって働きたい学校」をめざしてまいります。

また、生涯学習においては、住民のみなさまがさまざまな機会を通じて学び、その成果が地域づくりや担い手の育成につながるよう取組を進めてまいります。併せて、地域全体で生涯学習が活発に行われる環境づくりにも力を入れてまいります。

そして、『「和」で紡ぎ 未来へ歩む 私たちの斑鳩』の創造をめざし、子どもの未来が輝くまちを築くための人づくり事業を推進してまいります。

2 教育基本方針

斑鳩町 教育理念「育てよう和の心」

- (1) 和の精神をもとに、人を思いやる心、いたわる心、感謝する気持ちを育み、善悪を判断する力をつけることができる教育をすすめます。
- (2) 生涯にわたって、自ら学び、自ら健全な心身を育むことができる生涯学習・生涯スポーツをすすめます。
- (3) 歴史的・文化的遺産の保全や継承に努め、住民が地域に誇りと愛着を持つことができるまちづくりをすすめます。

学校教育は、新しい時代を担う、心豊かでたくましい幼児児童生徒の育成をめざし、持続可能な教育を推進するという重要な役割を担っています。

町立幼稚園・小学校・中学校では、斑鳩町の教育理念である「一育てよう和の心一」に基づき、豊かな人間性と創造性を備え、歴史を尊重し、将来にわたって持続可能な力を発揮できる人材の育成に努めてまいります。

また、次のような取組を重視し、誰一人取り残さない教育を推進します。

○個別に応じた学習支援

個別最適な学習の機会を確保するため、少人数指導や ICT を活用した学習支援を取り入れるなど、子どもの特性や学習状況に応じた柔軟で効果的な指導や支援を行います。

○多様性の尊重

いじめや差別を許さない意識の醸成や、多様な価値観を尊重する教育の推進、特別な支援が必要な子どもへの適切な配慮などを通じて、誰もが安心して過ごせる学校づくりを進めます。

○社会的・心理的支援

子どもが安心して学校生活を送れるよう、心の悩みや不安に寄り添う相談体制の充実を図るとともに、教職員による日常的な声かけや見守り、家庭や地域との連携による総合的な支援を進め、子ども一人一人が心の安定を保ちながら成長できる環境を整えます。

令和7年度の主要施策

令和7年度は、令和6年度の実践を検証し、改善策を講じながら「第5次斑鳩町総合計画」に基づき、児童生徒の「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の育成を推進します。

第1 幼児教育の充実

幼児期は、小学校以降の生活や学習の基盤を育む極めて重要な時期です。したがって、幼稚園、保育所、認定こども園から小学校へ、また小学校から中学校へと、子どもの発達と学びの連続を確実に繋いでいくことが大切です。

こうした状況を踏まえ、斑鳩町では、令和4年度に「**斑鳩町幼・保・こ・小連携推進プログラム～斑鳩町「幼保こ小」の円滑な接続のために～**」を策定し、「公私の壁」「校種の壁」を越えて、幼稚園、保育所及び認定こども園と小学校との連携を一層強化することで、子どもの学びの連続性の実現に取り組んでいます。

斑鳩町では、幼稚園においてその生活や学習の基盤となる次の「**3つの基礎となる力**」の育成に努めます。

1 個別の「知識」と「技能」の基礎

子どもたちは、遊びや生活の中で豊かな体験を通じて、感じる、気付く、理解する、そして実践する力を身に付けます。つまり、「体験をとおして得る」ことで、知識や技能の基盤が形成されます。

2 「思考力」と「判断力」などの基礎

遊び（学び）や生活の中で得た気付きや習得した能力を活かして、考える、試す、工夫する、表現する力が育まれ、学習内容をさらに発展させるための基盤が築かれます。

3 「学びに向かう力」、「人間性」などの基礎

心身の成長を通じて向上心が養われ、より良い生活を営もうとする意欲や態度、心情が育まれます。

この、3本の柱（3つの力）を実現・充実させるため、「アプローチカリキュラム」を通じて幼稚園・保育所・認定こども園で幼児期の学びを育み、「スタートカリキュラム」を活用して、小学校1年生が学校へスムーズに移行できるよう支援します。これにより、子どもたちの健やかな成長と学びの基礎を育ててまいります。

○「アプローチカリキュラム」

斑鳩町では、子どもたちが小学校への円滑な移行ができるように、年齢に応じた体験活動や基本的な生活習慣を育てる取組を行います。

数や言葉に触れる活動、友だちとの関わり方を学ぶ遊び、探求心を育む体験など

○「スタートカリキュラム」

斑鳩町では、小学校に入学直後、子どもたちが抱く不安を軽減し、学校生活に慣れながら基本的な学びの基礎を育てる取組を行います。

遊びを取り入れた授業、生活リズムを整える活動、友だちとの協力を学ぶ体験など

第2 学校教育の充実

教育は、子ども一人一人の人格の完成をめざし、子どもたちが将来にわたって幸福な社会を築いていく上で不可欠なものです。そのため、斑鳩町では知識や理解の質を高め、資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」

を推進します。

具体的には、「何ができるようになるか」「何のために学ぶか」を明確にした授業づくりを進めるとともに、少人数指導（少人数学級編制・少人数授業）を通じて、子どもの特性や興味・関心に応じた学びを支援し、子ども自身が主体的に学習に取り組む環境の充実を図ります。

また、「ChatGPT」などの生成 AI の飛躍的な進展により、教育現場への浸透が進んでいます。特に「ChatGPT」などの活用においては、学習効果の向上、個別指導の実現、教育コストの削減といったメリットが期待される一方、依存やプライバシー、情報の信頼性といった課題も指摘されています。これらのメリットとデメリットを十分に検証しながら、学校教育への導入を慎重に検討する必要があります。

今後も引き続き、「豊かな人間性など時代を超えて変わらない価値（不易）」を大切にしつつ、「時代の変化とともに変えていくべきもの（流行）」に的確かつ迅速に対応する教育を推進してまいります。

1 子どもの未来が輝く新しい教育の推進

斑鳩町教育大綱の基本方針

- ① 子どもの「生きる力」を育む教育活動を推進します。
- ② 子どもが安心して意欲的に学べる質の高い教育環境を提供します。
- ③ 子ども一人ひとりに応じた支援を充実します。
- ④ だれもがいつでも学び、健やかで心豊かに活動するまちづくりを推進します。
- ⑤ 歴史的・文化的遺産を生かしたまちづくりを推進します。

斑鳩町では、この教育大綱の基本方針に基づき、子ども一人一人の発達段階に応じた教育を行い、学びの意欲を高めるとともに、社会的自立に向けた基礎的な資質や能力を育ててまいります。

1 「確かな学力」が身に付く新しい教育の推進

(1) 町独自の学級編制基準の運用に伴う教員の配置

児童生徒の発達段階や教科の特性を踏まえ、少人数による個に応じたきめ細かな指導を進めることで、次のような実現をめざします。

- 「つまづきの解消と意欲を高める学び」
- 「習熟度に応じた学び」
- 「社会性・人間性を養う学び」

① 「少人数学級編制」並びに「少人数指導」の実施

斑鳩町では、以下の基準に基づき「少人数学級編制」及び「少人数指導」を実施しています。

- ◇ 小学校第1、第2学年：学級規模は30人以下とします。
- ◇ 小学校第3学年から中学校第3学年：学級規模は35人以下とします。
- ◇基本的には、「少人数学級編制」を基準としますが、校長がより高い教育効果が得られると判断した場合には、「少人数指導」によるチームティーチングの実施も可能とします。

公立小学校の学級編制を35人に引き下げる「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」が令和3年4月1日に施行されました。これにより、令和7年度からは全学年で定員が35人となります。（なお、公立中学校の定数は引き続き1学級40人のままです。）

こうした状況を踏まえ、斑鳩町では令和4年度から少人数教育の見直しを行いました。従来の少人数教育に加え、1学級当たりの平均児童生徒数に応じた教員の加配措置（町独自事業）を実施し、小中学校教育の質の向上に取り組んでいます。

② 1学級当たりの平均児童数に応じた教員の加配

小学校第3学年から中学校第3学年において、1学級当たりの平均児童生徒数が30人を超える学年には、その数に応じて教員を加配し、習熟度別指導またはチームティーチングによる少人数

指導を実施しています。

◇2 学年以下：教員を 1 人加配

◇3 学年以上：教員を 2 人加配

(2) 「ALT（外国語指導助手）」の配置

斑鳩町では、国際社会で活躍できる人材を育成するため、小・中学校に ALT（外国語指導助手）を配置し、学級担任と ALT が連携した指導を通じて外国語（英語）学習を展開しています。

今後も、子どもたちが豊かなコミュニケーションを図りながら、「生きた英語」を学ぶ貴重な機会を提供してまいります。

(3) 小学校における「教科担任制」の導入

斑鳩町では、平成 29 年度から英語の専科教員を配置し、外国語学習の充実を図ってきました。令和 7 年度は、小学校高学年において、**教科「理科、体育」で専科教員による教科担任制を導入するとともに、教科「理科、体育、社会、書写、家庭科」において、授業の交換方式による教科担任制**を実施します。学校によって担当教科は異なりますが、この教科担任制の導入により、「学級間における学びの差を縮小」し、「学習内容の質の向上」を図ります。

また、県内外の児童生徒とのオンライン交流学习を今後も継続し、子どもたちが能動的に学べる環境の実現をめざします。

(4) 児童生徒の「読解力」向上の推進

2022 年に実施された PISA（OECD 生徒の学習到達度調査）では、世界 81 か国の生徒約 69 万人が参加し、日本からは約 6,000 人の高校生が参加しました。この調査は、義務教育終了段階の 15 歳の生徒がもつ知識や技能を、実生活のさまざまな場面で直面する課題にどの程度活用できるかを測ることを目的としています。結果として、全参加国・地域中における日本の順位は数学的リテラシーで 5 位、読解力で 3 位、科学的リテラシーで 2 位と、3 分野すべてで世界トップレベルの成績を収めました。

一方、毎年実施されている全国学力・学習状況調査では、子どもたちの「読解力」や「知識を活用する力」に依然として課題が見られ、これまで

本町が抱えていた課題と一致する結果となりました。

PISA は、「自国の教育政策の改善を目的とし、教育の長所や短所を国際的な視点で分析する」、全国学力・学習状況調査は、「児童生徒の学習指導の改善を図る」という異なる目的で実施されています。しかし、それを踏まえたとしても、両調査における「読解力」の結果の違いは看過できません。

こうしたことから、本町では「**斑鳩町『読解力』向上推進委員会**」の活動を一層推進・充実させ、教員を対象に「学力観の転換」と「授業改善の促進」に取り組むことで、児童生徒の「読解力」向上を図ります。

【授業改善による学習支援プラン】

町立小・中学校の教員で組織する「斑鳩町『読解力』向上推進委員会」では、本町の全国学力・学習状況調査結果を分析・検証し、次の4点を主な視点として授業改善による学習支援プランを立て、実施しています。

- 教員の学力観の転換を図る。
- 「読解力」の育成に向け、全教科をとおした言語活動の充実を図る。
- 教員が自分の授業を振り返り、授業改善の促進を図る。
- PDCAサイクル<（Plan：計画）（Do：実行）（Check：評価）（Action：改善）>の確立を図る。

子どもたちが生きる近未来は、答えが一つではない、答えが予測できない社会であり、そんな社会で求められる資質や能力は、「学んだことの記憶ではなく、学んだことをとおして何ができるようになるかである」と言われています。

この授業改善による学習支援の充実を図り、他者とのコミュニケーションの中で、相手の置かれている状況や感情・伝えたいことを把握し、理解する力を日常のさまざまな場面で学ぶことができるよう、取り組んでまいります。

(5) 中学生の「英語力」向上の推進

文部科学省は、2027年までに中学生の英語力向上をめざし、「実用英語技能検定（英検）3級」相当以上の生徒の割合を6割以上にする方針を示しています。この目標は、生徒一人一人が社会で活躍するために必要な基礎的な言語力の指標として重要視されています。

英語力向上をめざす理由として、次の点が挙げられます。

- 高等学校での円滑な英語学習の実現
- 国際社会の中で必要なコミュニケーション能力の育成
- 「聞く」「話す」「読む」「書く」の4技能の強化
- OECD（PISA）の国際比較基準への対応

斑鳩町では、中学校卒業時に7割以上の生徒が英検3級相当の英語力を身に付けることを目標に、英語科教員を中心に研修会を重ねながら、令和7年度からの3か年計画で取り組んでまいります。

(6) 「特別支援教育支援員」の加配

斑鳩町では、幼稚園や小学校において、発達障害を含むさまざまな障害のある幼児児童が円滑に学校生活を送れるよう、生活面や学習活動の支援を行う、「特別支援教育支援員」を計画的に加配しています。

引き続き支援員を配置し、支援や配慮を必要とする幼児児童が安心して学校（園）生活を送ることができるよう努めてまいります。

(7) 「通級指導教室」による子どもの自立をめざした個別の指導

斑鳩町では、平成31年度に斑鳩東小学校に**通級指導教室「いかる」**を開設し、令和2年度には斑鳩小学校に**通級指導教室「さざんか」**を開設しました。そして、令和3年度に斑鳩中学校に**通級指導教室「なごみ」**を開設し、令和5年度には新たに斑鳩西小学校に**通級指導教室「みむろ」**を開設いたしました。

引き続き、通常の学級に在籍しながら通級指導教室での学習をとおして、児童生徒一人一人の特性に応じた自立活動を含む指導を進め、学習面や生活面の困難の改善に向けた支援を行ってまいります。

2 「新しい時代の学び」に向けた一人一台のタブレット端末の活用

斑鳩町では、新しい時代に求められる資質・能力である「学びに向かう力」「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」の習得をめざし、児童生徒が『**自ら考え主体的に行動できる力**』を育むためのツールとして、一人一台のタブレット端末を活用した学習を推進しています。

これは、国のGIGAスクール構想（「児童生徒一人一台のタブレット

端末及び大容量の通信ネットワークの整備を一体的に行い、全ての児童生徒に質の高い教育の実現を図る。」）に基づき実施しているもので、家庭での自宅学習にも活用できるよう、タブレット端末の家庭への持ち帰り（貸出）を実施しています。

斑鳩町教育委員会が定めた「タブレット端末『**家庭活用ガイドライン**』」に基づき、児童生徒が安心・安全かつ快適にタブレットを活用できるよう環境を整えています。

3 歴史と文化を継承する「郷土（ふるさと）学習」の推進

斑鳩町は、日本で初めて世界遺産に登録された「法隆寺」をはじめとする仏教寺院群や、国史跡であり出土品が国宝に指定された「史跡藤ノ木古墳」など、日本国家形成に深く関わる歴史をもつ悠久のまちです。また、令和5年（2023年）には「法隆寺地域の仏教建造物」の世界遺産登録30周年を迎えました。歴史的文化遺産と自然環境、風情ある町並みが一体となった「斑鳩の里」として、多くの人々に親しまれています。

また、今年には藤ノ木古墳が発掘調査から40年目の節目を迎えます。9月25日を「藤ノ木古墳の日」と定め、藤ノ木古墳をはじめとする斑鳩町の多くの歴史的価値を広く知ってもらうため、記念講演会の開催、大阪・関西万博でのPR、啓発物品の製作など、多彩な企画を展開する予定です。

斑鳩町で生まれ育った子どもたちが、自分たちのまちを見つめ、その素晴らしさを再発見し、広く発信できるよう、「郷土（ふるさと）学習」を通じて、町への誇りと愛着、探求心、コミュニケーション力、社会性や協調性、そして持続可能な未来を考える力を培ってまいります。

(1) 「**いかるが楽（がく）**」の推進

斑鳩町では、令和3年度に「**いかるが楽（がく）**」を立ち上げ、令和4年4月から、町立小・中学校で9か年をかけて、**聖徳太子の教えや斑鳩の魅力を探求する「郷土（ふるさと）学習」**を、教育課程に位置付けて実施しています。この学びをとおして、子どもたちには次のような資質や能力を身に付けます。

- ① 先人たちによって生まれ、守り伝えられてきた伝統や文化に根

差した広い視野と深い認識をもち、理想の実現に向けた高い志と意欲をもって、主体的に学びに向かうための必要な情報を的確に判断し、自ら知識を深め、個性や能力を伸ばし、人生を切り拓くことができる。

- ② 対話や議論を通じて、自分の考えを根拠とともに伝えると同時に、他者の意見を理解して、自らの考えを広げ深め、集団としての思考を発展させるとともに、他者への思いやりをもって多様な人々と協働することができる。
- ③ 変化の激しい社会においても、より良い人生や社会の在り方を追求し、試行錯誤を重ねながら課題を発見・解決し、新たな価値観を創造することで、さらに深い認識を得るとともに、次なる課題の発見や解決へとつなげることができる。

(2) 「法隆寺英語案内」の充実

町立中学校では、毎年、法隆寺を訪れる外国人観光客を対象に英語による『法隆寺案内』を実施しており、観光客から大変好評を得ています。

この取組は、参加する生徒にとって法隆寺の歴史を学ぶ貴重な機会であるとともに、生きた英会話力を養う絶好の学びの場となっています。

今後も、本取組の充実を図り、国際社会で活躍する資質と能力を備えた生徒の育成に努めてまいります。

(3) 「郷土（ふるさと）学習」の推進

町立小学校では、各校が特色ある伝統文化体験を教育課程に取り入れています。

例えば、斑鳩小学校では『能楽』、斑鳩西小学校では『茶道』、斑鳩東小学校では『和太鼓』を実施しており、子どもたちはそれぞれの学校で伝統文化に親しむ機会を得ています。

今後も、地域に根付く伝統文化の継承の重要性を共有し、地域を愛し、郷土に誇りをもつ子どもたちの育成に努めてまいります。

4 「豊かな心と人間性を備えた子どもを育む教育」の推進

子どもたちが自己を確立し、他者と協調し、思いやりや感動の心を育むことで、自分らしく主体的に生きる力を身に付けることは、社会全体の願いです。

斑鳩町は、どのような社会変化があったとしても、「時代を超えて変わらない価値のある教育」を推進してまいります。

(1) 道徳教育の充実

将来、子どもたちが活躍する社会は、未来予測が困難な状況に直面すると言われていています。そのような中で、グローバル化の進展に伴い、これまで以上に異なる歴史や文化をもつ人々との対話や協働が求められるようになります。こうした社会では、主体的に考え判断する力や高い倫理観、さらには意見が衝突した際にもより良い方向性を模索する資質や能力が必要とされます。

斑鳩町では、これらの力を備えた児童生徒を育成するため、従来の道徳の授業で見られた、「読み物の登場人物の心情理解に偏った内容」や、「発達の段階を十分に考慮せず、児童生徒に望ましいと思われる分かりきった答えを言わせたり書かせたりする指導」ではなく、真剣に子どもたちが、「**考え、議論する道徳**」の授業へと転換を進めています。

学校教育全体において、横断的に道徳教育を推進することで、未来を担う子どもたちの資質と能力の向上に努めてまいります。

(2) 生徒指導・教育相談の充実

生徒指導は、学習指導と並ぶ学校教育の重要な柱であり、教育目標の達成に欠かせない活動です。児童生徒一人一人の人格を尊重し、個性を伸ばしながら、社会的資質や行動力を高めることをめざしています。また、児童生徒の**自尊感情や自己有用感の育成、規範意識の醸成**など、人格の形成において大きな役割を果たします。

生徒指導の本質は、児童生徒の**自己指導力を育む**ことにあり、そのためには、**自己決定の機会を与え、自らの存在価値を実感**できるよう支援することが不可欠です。さらに、**共感的な人間関係を基盤にした指導の実践**も求められます。

斑鳩町では、教職員の共通理解を深め、予防的な指導を積極的に推進するとともに、家庭と連携しながら組織的かつ継続的な指導・支援に努めてまいります。

① 生徒指導体制の確立

斑鳩町では、町立小・中学校の生徒指導主事（生徒指導主任）で組織する「斑鳩町生徒指導連絡協議会」を定期的開催し、児童生徒の自己指導力を高めるため、校種間連携を図りながら、次に掲げる3つの『積極的な生徒指導』を推進してまいります。

※ 自己指導力とは、児童生徒が日常生活のさまざまな場面で、他者とかかわる中で適切な選択を判断・実行し、その言動に責任をもつことができる「力」のことを言います。

○「発達を支える生徒指導」に努めます！

「子ども同士が互いに認め合い、尊重し合うことができる環境をつくる」また、「他者とのかかわりをとおして、自分がかけがえのない存在であり、価値のある存在であると実感できるようにする」。こうした取組により、自尊感情や自己肯定感を高め、子どもの「自信」「意欲」「確かな自我」を育てます。

○「事前に対応する生徒指導」に努めます！

「登校を渋る」「頻繁に保健室に行く」「遅刻や早退・欠席が目立ち始める」など、気になる行動が見られる児童生徒に対して、初期段階でかかわりをもちます。そして、子どもが抱える悩みや課題が深刻化したり、新たな課題へと発展したりしないよう、適切な指導・支援に努めます。

○「課題解決を重視した生徒指導」に努めます！

子どもがかかわるトラブルや学校不適應など、生活や発達に関するさまざまな課題を迅速に解決するため、学校や家庭が関係機関やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどと連携・協働し、子ども一人一人に応じた指導・支援を行います。

② 「“アイ・キャッチ”プロジェクト」の推進

斑鳩町では、児童生徒の暴力行為・いじめ等問題行動や、学校不適應などの課題に適切に対応するため、奈良県教育委員会から派遣さ

れているスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに加えて、斑鳩町採用のスクールカウンセラーを配置しています。

引き続き、“心の教育相談”の充実に向け、子どもたちの心の変化をしっかりと受けとめ、児童生徒一人一人に寄り添いながら指導・支援をしてまいります。

【「子どもと親のフリースペース“くるむ”」を開設しました】

斑鳩町は、「学校へ行きたいけど行けない」、または「家から出ることが難しい」子どもたちが、「楽しく過ごせる場所」「基礎的な学習に取り組める場所」、そして「人とのかかわりを育める場所」として、「斑鳩町子どもと親のフリースペース“くるむ”」を令和5年9月に開設しました。

“くるむ”は、子どもたちが安心して過ごせるだけでなく、自分らしくいられる居場所です。また、人とつながるきっかけを提供し、将来の可能性を広げるためのサポートも行っています。

(1) 安心できる環境がある！

- ・静かで落ち着いた環境が整っています。
- ・見守ってくれる大人がいます。
- ・無理に話さなくてもいいです。

(2) 自分に合った過ごし方ができる！

- ・勉強できるスペースがあります。
- ・遊びや趣味に没頭できる場所でもあります。
- ・誰かと交流できるスペースもあります。

(3) ルールが柔軟である！

- ・登校時間は決まっていません。
- ・やることを強制されることはありません。
- ・気持ちを大切にしてくれる居場所です。

(4) 仲間とつながれるチャンスがある！

- ・同じような経験をした子と出会える場所でもあります。
- ・イベントやワークショップもあります。
- ・オンラインでもつながれることができます。

(5) 将来へのサポートがある！

- ・いつでも気軽に相談できる人がいます。
- ・自分の好きなことを見つけられる場所です。
- ・進路についての情報が得られるスタッフがいます。

【「“アイ・キャッチ”プロジェクト」がスタートしました！】

斑鳩町では、令和6年4月から斑鳩の子どもたちの社会的自立を支える「“アイ・キャッチ”プロジェクト」を開始しました。

このプロジェクトは主として「未然防止」と「初期対応」の2つの柱で充実を図るものです。

(1) 「未然防止」に向けた“アイ・キャッチ”

すべての児童生徒を対象に、日々の授業や学校生活の中で、「学校に来ることが楽しい」と感じられるような、「魅力ある学校づくり」を進めることを基本としています。

(2) 「初期対応」に向けた“アイ・キャッチ”

前年度まで休みがちだった児童生徒を中心に「なぜ、休みたいと思うのか」にこだわってかかわる取組と、初めて休む児童生徒の「2日目の欠席に深くかかわり、長期化を防ぐ」取組を、並行して実施しています。

斑鳩町では、不登校児童生徒の支援において、「学校に登校する」ことだけを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に考え、社会的自立をめざすことを大切にしています。そして、一人一人が幸せな人生を歩めるよう支援しています。

③ いじめ防止に向けた取組の充実

「いじめ防止対策推進法」には、『いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるもの』と規定されています。

斑鳩町は、いじめがどの子どもにも、どの学校でも起こり得ることを強く認識し、「斑鳩町いじめ防止基本方針」に基づいて、組織的・計画的ないじめ防止対策を推進しています。

特に、「いじめを受けた子どもを救済し、その尊厳を回復し、守る」ことを基本とし、「迅速に対応し、状況の悪化を防ぎ、心の解決を図る」ことを最優先に取り組んでいます。

また、いじめの解決に当たっては、発生状況をきめ細かく把握し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携しながら、組織的・計画的に取り組んでいます。

今後も引き続き、子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、いじめ防止対策の充実と支援の強化に努めてまいります。

④ 情報モラル教育の充実

子どもたちが、これから生きていく時代において、情報活用能力は不可欠であり、避けて通ることはできません。インターネットやスマートフォンは、安全に正しく使用すれば非常に便利で役立つものです。しかし一方で、誹謗中傷やいじめの温床となったり、事件や犯罪に巻き込まれたりする危険があることも事実です。

そのような中、令和2年7月31日付けの文部科学省通知、及び同年9月11日付けの奈良県教育委員会通知「学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」において、中学生の学校への携帯電話の持込を認める方針が示されました。

この方針を受け、斑鳩町では、町立小・中学校のすべての児童生徒に対し、携帯電話の使用に伴うトラブルやいじめ、犯罪被害の防止と適切な対処、より良い人間関係づくり等に関する指導に、これまで以上に積極的に取り組んでいます。あわせて、学校における携帯電話の適切な取扱いを推進するため、「小・中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」を策定し、運用しています。

引き続き、すべての児童生徒が犯罪の被害者や加害者とならないよう、発達段階に応じた情報モラル教育を推進してまいります。

5 学校体育と学校保健指導の充実

町立小・中学校では、筋力・瞬発力・持久力などの向上につながる「行動体力」と、体温調節や免疫力など身体的なストレスへの抵抗力を高め

る「防衛体力」をバランスよく育成する取組を進めています。

毎年実施されている「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果を見ると、本町の小・中学校児童生徒の体力・運動能力には、校種や学年、種目、男女による差はあるものの、県平均、全国平均と比べて著しく低い状況ではなく、高い数値を示す種目も増えてきています。

しかし、一部の種目には課題も見られることから、各小・中学校では次のステップに沿って、自校の課題の改善をめざす「**体力向上アクションプラン**」の立案・実践に取り組んでいます。

- (1) **ステップ1**：自校の児童生徒の実態を把握する。
- (2) **ステップ2**：「課題解決シート（課題分析、目標・計画設定）」を作成し、その明確化を図る。
- (3) **ステップ3**：体育の授業を中心とした、体力向上推進プランニングシートを作成し、計画的に取組を進める。

引き続き、児童生徒がそれぞれの目標（各ステップ）を達成できるよう、取組を進めてまいります。

また、心の教育、性教育、食育、がん教育などの推進を図り、児童生徒の健康意識の向上に努めてまいります。

6 学校部活動の地域移行・地域連携

これまで学校の部活動は、学校教育の一環として、学校の教員が実質的に無償で担ってきました。しかし、近年は教員の多忙化が大きな社会問題となるなか、特に中学校の教員は休日であるはずの土日に部活動の指導をしていることが、長時間勤務の大きな要因となっています。

また、少子化に伴って野球やサッカーなどの団体競技のチーム編成が困難になる学校も出てきています。今後も生徒数の減少が見込まれており、これまでのような部活動の維持が難しくなると考えられています。こうした背景から、学校部活動を地域のスポーツクラブなどに移行するための取組が全国的に進められています。

また、スポーツ庁・文化庁は、令和4年12月に作成した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」において、令和5年度から7年度の3年間で「改革集中期間」と位置付けて、公立中学校の

休日の部活動を段階的に地域移行していくとしています。平日の部活動については、地域の実情や進捗状況に応じて次のステップと位置付けています。この国の方針に合わせて、奈良県は令和8年度から「中学校の休日の部活動について、教員の指導による実施を廃止する」方向性を示しました。

斑鳩町では、令和6年度・7年度の2年間で「改革集中期間」と位置付け、令和8年度からの休日の学校部活動の地域移行に向け取組を進めています。令和7年度には、新たに地域の人材を「部活動指導員」として任用し、教員の経験と専門的な指導を活かしながら、円滑な移行を図ってまいります。

○「部活動の地域移行」

学校の部活動の代わりに、地域のさまざまな団体や主体が運営する「地域クラブ活動」を行う仕組みです。学校と連携しながら、多様な活動をできるだけ低い会費で実施することをめざしています。（社会教育の一環）

○「部活動の地域連携」

複数の学校が協力して合同部活動を実施したり、部活動指導員等を地域の人材として活用したりすることで、生徒が学校部活動に参加する機会を確保する取組です。（学校教育の一環）

7 特別支援教育の充実

斑鳩町では、特別支援教育支援員を各幼稚園・各小学校に配置し、幼児や児童一人一人の個性や発達段階に応じた、一貫した特別支援教育を実施しています。また、小学校から中学校へ継続した支援を行うため、斑鳩小学校・斑鳩西小学校・斑鳩東小学校のすべてに「**通級指導教室**」を開設しています。さらに、斑鳩中学校及び斑鳩南中学校の生徒を対象とした「**通級指導教室**」を斑鳩中学校内に開設し、一貫した支援体制を整えています。

また、平成28年に手引書『**個別の教育支援計画～将来の豊かな生活を支援するために～**』を作成するとともに、町立幼稚園・保育園・小学校・中学校における「**個別の教育支援計画**」と「**個別の指導計画**」の形式を統一化しました。これにより、幼児期から学校卒業まで一貫した教育的支援を行っています。

今後も、町立幼稚園・小学校・中学校において教師間の円滑な連携を進めるとともに、適正な就学に向けた相談・支援の充実に努めてまいります。

8 安全教育の充実

安全教育のねらいは、「**幼児・児童・生徒が自他の生命を尊重することを基盤とし、安全に行動するとともに、他者や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成すること、さらに、幼児・児童・生徒の安全を確保するために、学校施設や通学路などの環境を整備すること**」にあります。

町立幼稚園・小学校・中学校では、このねらいに基づき「学校安全計画」を作成し、教育活動全体を通じて学校安全の3領域（「**生活安全<不審者、熱中症、校内での事件・事故等>**」、「**交通安全<さまざまな交通場面での危険>**」、「**災害安全<自然災害や火災等の防災>**」）に取り組んでいます。特に、災害時において、**幼児・児童・生徒が自ら考え、適切な判断をし、行動できる『危機回避能力』や『危機対応能力』を身に付けられるよう、継続的に指導を行っています。**

引き続き、各校園の「危機管理対応マニュアル」を適宜見直し、実践的な災害対策・安全対策の強化に努めるとともに、「学校安全ボランティア」や「子ども110番の家『パゴちゃんの家』」「奈良県不審者情報『ナポくんメール』」等を活用し、地域のみなさまのご協力を得ながら、幼児・児童・生徒の安全確保に取り組んでまいります。

また、改正道路交通法（令和5年4月1日施行）により、すべての自転車利用者に対して**乗車用ヘルメット着用が努力義務**となりました。これを受け、町立小・中学校では、子どもたちが「自らの命を自ら守る」意識をもち、交通社会の一員として安全を第一に考えた行動ができるよう、奈良県警察西和警察署の協力を得て、「自転車安全運転実技講習会」を実施しています。

加えて、斑鳩町では、小・中学校において毎年、奈良県警察西和警察署並びに斑鳩町学校薬剤師会の方々の協力を得て、「**薬物乱用防止教室**」を実施しています。これは、**小学校のうちから薬物の危険性について学び、中学生でさらに理解を深めることで、子どもたちが自分の身を守る「力」を身に付けることを目的**としています。

今後も、子どもたちの未来を守るために、薬物乱用防止教室を継続し

て実施してまいります。

(1) 発達段階に応じた防災教育の推進

町立幼稚園及び小・中学校では、幼児・児童・生徒が、火災、地震、台風などの災害による危険を理解・予測し、自らの安全を確保する行動ができるようになること、また、日常的な備えができるようになることを目標に、それぞれの発達段階に応じた防災教育に取り組んでいます。

○ 幼稚園

- ・日常生活の中で、安全な生活習慣や態度を身に付けることができる。
- ・災害時には、教職員や保護者の指示に従って行動できる。
- ・危険な状況を見つけたときに、近くの大人に伝えることができる。

○ 小学校

- ・低学年では、安全な行動の大切さを理解し、安全のためのきまりや約束を守ること、また、身の回りの危険に気付くことができる。
- ・中学年では、災害時の危険を認識し、日常的な訓練などを生かして自らの安全を確保することができる。
- ・高学年では、これまでに学習した内容をさらに深め、さまざまな場面で発生する危険を予測し、安全に行動することができる。

○ 中学校

- ・日常生活において知識をもとに正しく判断し、主体的に安全な行動をとることができる。
- ・被害の軽減や災害後の生活を考え、事前に備えることができる。
- ・災害時には危険を予測し、率先して適切な避難行動をとることができる。

幼児・児童・生徒がこうした力を身に付けられるよう、引き続き、火災や地震発生時などを想定した避難訓練を実施するとともに、幼稚園・

小学校においては、「地震発生後の引き渡し訓練」も併せて行い、保護者のみなさまにとっても、安全で安心できる防災教育に努めてまいります。

(2) 感染症予防対策の実施

斑鳩町では、児童・生徒の健康と安全を守るため、令和7年度も以下の感染症対策を継続・実施してまいります。学校・家庭・地域が一体となり、子どもたちが安心して学べる環境を整えていくために、ご理解とご協力をお願いいたします。

○ 手洗い・消毒の推奨

- ・登校時や食事の前後、体育の授業や外遊びの後など、こまめな手洗いを励行します。
- ・発熱や風邪症状がある場合は、無理をせず状況に応じて自宅で休養してください。

○ 居室内の換気

- ・授業中や休み時間に定期的に換気を行い、適切な室温管理にも配慮します。

○ 体調不良の対応

- ・学校で発熱や体調不良が確認された場合は、速やかに保護者へ連絡し、必要に応じてお迎えをお願いすることがあります。
- ・感染症が疑われる場合は、医療機関の受診をお願いします。

○ 感染症発生時の対応

- ・感染症の流行状況に応じて、学校や学級閉鎖、または行事の変更等をお願いする場合があります。
- ・緊急時には、各学校から保護者に保護者連絡システム「すぐーる」を通じてご連絡いたします。

食育の目的は、生きる上での基本となる「知育、徳育、体育」の基盤を築くことです。さまざまな経験をとおして、「食」に関する知識を身に付けて、バランスの取れた「食」を選択できる力を養い、健全で健康的な食生活を実践できる人を育てることをめざします。

五感への刺激は、子どもの成長に欠かせません。「食」は最も身近で確実に五感に働きかける手段の一つです。また、小・中学生期の健全な食生活は、心身の健康を育むだけでなく、将来の食習慣を形成にも大きな影響を及ぼすため、この時期に望ましい食習慣を身に付けることが重要視されています。

子どもの食習慣の基礎は家庭で形成される一方、学校教育においても望ましい食習慣を実践する力を育むための指導・支援が求められます。これに伴い、学校での食に関する指導は、給食の時間にとどまらず特別活動、保健指導、総合的な学習の時間、学校行事など、学校教育活動全体を通じて実施することが重要です。

小・中学校では、各教科の内容と連携した具体的かつ実践的な教材として食育を活用し、「食」の大切さを学ぶとともに、望ましい食習慣を身に付けるための計画的な取組を推進しています。さらに、ふるさと教育や地域経済の活性化の観点から、地元食材を使用した安全で安心な給食の提供にも努めてまいります。

なお、給食費については、引き続き一部助成を行ってまいります。

第3 生涯学習の推進

学ぶことや創ることの喜び、スポーツで身体を動かしたときの爽快感や充実感、美しいものに触れたときの感動は、人々の心にゆとりと潤いをもたらします。

斑鳩町では、『「和」で紡ぎ 未来へ歩む 私たちの斑鳩』の実現に向け、学習やスポーツ、芸術、文化活動といった生涯学習活動を活発にし、歴史文化資源の活用や歴史と文化の保全・継承、そして新たな独自の文化の創造に取り組むとともに、次代を担う子どもたちが、斑鳩に誇りと愛着をもち、豊かな感性や創造性、思いやりをもって生きる力を育める環境整備を図り、豊かな心を育てる生涯学習のまちづ

くりを推進します。

1 生涯学習の充実

1 生涯学習機会の充実

多様化する住民の学習ニーズに対応し、年齢や障害の有無に関わらず誰もが気軽に参加でき、生きがいづくりにつながるよう、学習する機会の拡充と内容の充実を図ります。

地域における生涯学習活動に対する支援では、少子高齢化等により参加者が減少傾向にあることから、補助対象事業の要件の緩和と補助額の見直しを行うなど、活動自治会の増加に努めています。

2 公民館機能の充実

公民館は地域のみなさんにとって最も身近な学習拠点としてだけでなく、交流の場としても重要な役割を担っており、公民館が快適で魅力的な施設として利用いただけるよう、施設の充実・適切な維持管理に努めます。

また、多様化する住民の学習ニーズに対応できるよう公民館教室の充実と休日開講や季節限定の特別教室の開講など、住民の方により参加していただきやすい環境づくりに努めます。

令和7年度は、公民館教室として通年の28教室（中央公民館25教室、東公民館2教室、西公民館1教室）のほか、季節限定の教室を開講します。

3 図書館機能の充実

子どもから高齢者、障害のある人など、誰もが気軽に図書館を利用し、読書に親しむことができるよう、住民ニーズや時代のニーズに合った蔵書の充実と電子書籍を利用できる電子図書サービスの普及・充実に努めます。

また、他の図書館や専門機関との連携など、さらなる図書館機能の向上を図るとともに、レファレンス（調査相談）や地域に密着したサービスの提供に加

え、令和6年11月に更新した図書館システムにおいて、オーディオブック等の新たなサービスを提供するなど、引き続き、図書館サービスの充実に努めます。

2 社会教育の充実と家庭・地域の教育力の向上

1 コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の推進

子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中、これからの「予測困難な社会を生きる力」を子どもたちに育むためには、学校だけでなく、地域全体で子どもの成長を支える仕組みが必要となります。その視点は、新学習指導要領においても、基本的な理念として「社会に開かれた教育課程」の実現という形で示されており、子どもたちには、社会とのつながりの中で、自分たちの力で社会や人生をよくできると感じ、希望に満ちた未来に向かって力強く進んで欲しいと思っています。そのためには、学校と地域が連携・協働した教育活動を充実させることが必要です。

斑鳩町は、「地域とともにある学校」への転換を図るため、学校・保護者・地域のみなさんが力を合わせた学校運営に取り組んでいます。令和6年度の斑鳩小学校、斑鳩南中学校に続き、令和7年度には斑鳩西小学校、斑鳩東小学校、斑鳩中学校に「コミュニティ・スクール（学校運営協議会）」を設置し、「みなさんの声が反映される学校！」「みなさんが教育活動に参画できる学校！」「地域ぐるみで子どもを育てる学校！」をめざします。

2 人権意識の高揚

「人権のまちづくり」を進めるためには、一人一人が自分自身の課題として、生涯を通じて人権問題について理解を深め、行動に移していくことが必要であることから、人権セミナーなどの学習会、研修会を充実させ、関係機関等との連携を図りながら人権意識の高揚を図ります。

3 家庭教育の充実

家庭は、子どもたちの健やかな育ちの基盤であり、家庭教育はすべての教育の出発点です。核家族化や地域のつながりの希薄化など、家庭教育を支える環境が大きく変化する中、家庭教育について学習する機会を提供することなどにより、家庭教育の充実を図ります。

家庭教育講座では、町立幼稚園の園長や小・中学校の校長等を講師に迎え、地域社会全体で子どもたちを育む機運を高めます

4 幼児教育の充実

幼児期における教育は、基本的な生活習慣や意欲、態度などその後の人間としての生き方を大きく左右する基礎を培う重要なものです。引き続き、幼児教育の一層の充実に努めます。

また、幼少期の本との触れ合いが、その後の読書習慣に大きく影響を与えられる中、幼稚園、保育園及び認定こども園の5歳児を図書館に招待し、本の読み聞かせや自ら絵本を選び、借りることができる「図書館ご招待デー」を継続して実施するとともに、「電子図書館サービス」、「学校おはなし訪問」、「斑鳩町子ども司書養成講座」、「読書手帳の配布」などの取組をとおして、子どもの読書離れ防止を図り、感性や表現力、創造力豊かな子どもの育成に努めます。

5 子ども・若者育成支援の充実

豊かな人間性の育成、基本的な生活習慣の形成など、子どもや若者が成長・発達するための基盤づくりを支援します。

引き続き、自立した責任ある大人として社会へ踏み出していく二十歳という人生の節目を迎える未来を担う青年の門出を祝い・励ますため、「二十歳のつどい」を開催します。

3 生涯スポーツの推進

1 生涯スポーツの充実

誰もが楽しみながら、体力づくりや健康づくりができる生涯スポーツを推進するため、スポーツ教室の開催やスポーツ団体の育成、友好都市等とのスポーツを通じた交流機会の充実を図ります。また、総合型地域スポーツクラブには、育成支援を行いながら連携し、生涯スポーツの振興を図ります。

第3回となる「いかるがの里 聖徳太子マラソン」については、10月に「ファンランの部」、2月に「マラソンの部」を開催します。

2 活動拠点の整備・充実

中央体育館については、輻射式パネル冷暖房システム等の空調設備を整備し、熱中症予防対策として6月から9月の期間は冷房を常時稼働させるとともに、運転経費の一部を公費負担するなど、安全・安心して利用できるスポーツ環境を整備します。また、子どもたちの体力づくり、子育て世代の交流の場を創出するとともに、施設の有効活用を図るため、第3日曜日の無料開放日に「あそびの広場」を開催します。

町立学校の体育施設開放事業については、夏場のエアコン使用料を引き下げし、住民の最も身近な教育施設である学校体育施設開放を充実させるなど、生涯スポーツの一層の振興を図ります。

運営を休止している町民プールの代替事業として実施する町外のプール施設の利用料金の一部助成制度については、引き続き、大人の利用券1枚につき小人3人まで無料とし、子育て支援の一層の充実と住民のスポーツ及びレクリエーションの振興等を図ります。

4 文化・芸術の振興

1 文化・芸術にふれる機会の充実

各種芸術・文化の発展と意識の向上を図り、文化・芸術にふれる機会づくりとして、「斑鳩の里文化芸術祭」を開催します。

また、美術創作活動を通じて、郷土の美術振興に寄与する「斑鳩町美

術協会」に対して支援を行います。

文化・芸術の拠点である「いかるがホール」が、利用者にとって快適・魅力的な施設であり続けるよう、適切な維持管理を行うとともに、設備更新等を計画的に進めます。

また、地域住民の文化活動の振興と個性豊かな地域文化の創造を目的として設立された、斑鳩町文化振興財団を財政面から支援します。



令和7年度 教育行政基本方針

斑鳩町教育委員会

2025（令和7）年4月